

東日本大震災からの復旧・復興に関する重点提言

東日本大震災のすみやかな復旧・復興等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 復旧・復興事業予算の総額確保と実態に即した財政支援等について

(1) 被災者・避難者の生活再建、被災産業の経営再建、社会生活産業全般にわたる基盤整備、また、復興再生の主体となる被災自治体に対する行財政上の支援措置全般にわたり、国を挙げて迅速かつ集中的に取り組むため、既存の制度にとらわれず、地域の特性と主体性を生かした総合的かつ包括的な特別法を早期に制定し、その迅速かつ的確な執行を図ること。

(2) 自治体が災害復旧・復興及び被災者の生活支援等に要した経費、被災自治体への職員派遣等の支援に要した経費及び震災の影響による自治体の減収額について、災害救助法上の指定の有無や地方交付税交付団体・不交付団体の別を問わず、財政力等による調整を行わず、一刻も早く全額を国費で財政措置するとともに、具体的な取扱を早期に明示すること。

また、補助金、交付金等の交付事務に係る手続を大幅に簡素化し、自治体の職員が現場作業に集中することができるように配慮すること。

今後、同様の広域災害が発生した場合に、同様の財政措置を講じることを保障すること。

(3) 各自治体がそれぞれの復興計画に基づきその実情に応じて迅速かつ柔軟に事業を実施することができるよう、復興基金等の新たな制度を早期に創設すること。

(4) 被災地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう、使途の自由度が高く、複数年度での充当が可能な府省の枠を超えた補助金の一括交付金化、規制の緩和や復興特区の創設など、被災自治体の実情を踏まえた措置を早急に講じること。

(5) 応急復旧工事を含む、復旧・復興事業に係る事業全般について、一括交付金化した場合を含め、現行の国庫補助制度の補助率の引上げや補助対象の拡大を行うこと。

(6) 復旧・復興に係る経費については、通常の行政経費とは別枠で確保すること。

また、被災団体の財政需要に臨機に対応できるよう、地方交付税の前倒し交付など、引続き適切な措置を講じること。

また、東日本大震災における国直轄災害復旧事業費に係る地方負担金について

は、その負担を免除すること。

- (7) 東日本大震災の復旧・復興に係る補助金等は、通常の補助金等とは別枠で確保すること。
- (8) 被災自治体への補助金等の交付については、被災自治体の意見を踏まえ、早期交付等により資金需要に臨機に対応するとともに、交付手続の簡素合理化を図ること。
- (9) 「復興交付金」の創設にあたっては、既存補助金の組換えだけでなく、別途新たに財源措置を図り、被災自治体の財政負担が生じないよう確実に措置すること。
- (10) 平成 27 年度までの地震防災対策特別措置法の改正がなされたが、Is 値の数値の大小に関わらず耐震補強工事対象の建物全てについて同様の補助率の維持、財政措置をすること。
- (11) 内陸部も含めた被災農業関連施設について、被災地の状況を十分調査、把握し、災害復旧事業及び災害関連事業に係る限度額の撤廃や被害調査等に要する経費への助成等、補助対象の拡充を図るとともに、災害査定等の事務の手続きの簡素化を図るなど、状況に応じた支援措置を講じること。
- (12) 避難のさらなる長期化が予想されるなか、被災自治体に人的・物的支援を行っている自治体や他自治体から受け入れている被災住民に対して行政サービスを提供している自治体に対して、国の責任で確実な財政措置を講じること。
- (13) 被災者を受け入れる自治体が取り組む、農地の提供や農業就労指導、就職や雇用支援などに対して柔軟な支援制度を創設すること。
- (14) 災害復旧を行うにあたり発生する新たな課題について、国と意見交換を行うことのできる仕組みを構築すること。
- (15) 帰宅困難者への対応及び今後の帰宅困難者対策に係る経費について、財政措置を講じること。
- (16) 被災した指定文化財等の復旧、修理について、所有者の負担を軽減するなどの財政措置を講じること。

2. 被災者の生活再建支援について

- (1) 被災者の生活基盤回復のため、支援金の上限の引上げや半壊世帯、一部損壊を対象とするなど被災者生活再建支援制度等の拡充や宅地の復旧、住居の補修・再建に要する資金的な援助、二重ローン対策など最大限の支援策を講じること。
- (2) 被災者の生活を支えるための融資制度等を整備すること。

- (3) 東日本大震災の被災者に対する地方税等の減免措置については、統一的な基準を示すとともに、その減収額については、全額国費により財政措置を講じること。
- (4) 被災者の集団移転に関し、被災者それぞれの移転先や居住形態等の希望に柔軟に対応できるよう、補助率の引上げなど更なる制度の拡充を図ること。
- (5) 被災者の生活再建に向け、被災前の所有財産の評価（固定資産課税台帳）に基づいて補償等を行うことができるような支援制度を創設すること。
- (6) 被災宅地の復旧支援に関して、既存の国補助制度の拡充が行われても支援の対象とならない被災宅地については、国において、所有者自身による復旧に対する助成・融資・金利補填等、各種支援制度を創設すること。
- (7) 各種土地利用調整・変更手続きについて、一元化及び簡素化を図ること。
- (8) 公営住宅等の低廉な住宅の提供及び災害援護資金制度の拡充を図るほか、被災者に対する新たな支援制度を創設することにより、生活再建に向けた包括的な支援を行うこと。
- (9) 国として、民間住宅等を確保して、被災者・避難者に無償で提供すること。
- (10) 液状化被害に対する復旧・復興、そして、液状化の再発抑制のため被災地域の復旧方法に係る技術的なガイドライン等を国は早急に作成すること。

また、当ガイドライン等については、公共施設（道路、下水道等）のみならず、民間宅地等の復旧方法や境界画定方法、液状化の再発抑制対策についても提示すること。

さらに、今後、液状化被害に対する復旧・復興を地方公共団体等が実施していくに当たり、使い勝手の良く自由度の高い「復興特区制度」を創設し、従来の発想にとらわれることなく、地方公共団体の幅広い裁量の確保や権限移譲、財政支援等について、柔軟かつ迅速な対応を行うこと。
- (11) 公共施設はもとより、民間宅地等における液状化被害の調査費をはじめ液状化対策費等の財政支援を国は行うこと。
- (12) 液状化により被災した住宅に対する災害救助法に基づく応急修理について、所得制限の撤廃など対象世帯の要件緩和や期間の延長、応急修理のみならず住宅改修や解体撤去費用としても活用できるよう、より被災者支援につながるための抜本的な見直しを図ること。

また、新たに半壊以上になった住宅で、すでに自費で応急修理を行った世帯に対しても、災害救助法に基づく住宅の応急修理を適用すること。
- (13) 液状化により被災した住宅に係る解体及び修理費用、住家の液状化に伴う上下

水道の損傷等液状化による被害に対し、被災者生活再建支援制度の対象拡大及び支援内容の拡充等を含め、長期的視野で国の財政支援措置を講じるなど柔軟な対応を図ること。

特に、液状化被害を受けた全世帯を支援金の対象とするとともに、支援金の増額を行うこと。また、地域経済の再建のために被災した店舗や事業所等に対する新たな支援制度や液状化被害を防ぐ対策に対する新たな支援制度の創設及びその早期執行を図ること。

- (14) 「東日本大震災からの復興の基本方針（平成 23 年 7 月 29 日決定・平成 23 年 8 月 11 日改定 東日本大震災復興対策本部）」に位置づけられた「使い勝手の良い交付金」については、復旧・復興には液状化対策や地域振興施策が欠かせないことから、これらについても幅広く活用できるよう制度設計を行うこと。
- (15) 長引く避難生活により、被災者の就労希望者が増加していることから、就業支援及び雇用創出など雇用対策の拡充を図ること。

3. 被災者に対する社会保障等について

- (1) 被災者の介護サービスに係る利用料について、被災者個人に係る保険適用外の自費対応分を必要な期間、公費負担とするなど、引き続き財政的支援を図ること。
- (2) 震災の影響による介護サービス利用者の急激な増加や生計維持者の減収等に伴う第 1 号被保険者の負担能力の低下による、保険者の保険財政運営への影響を緩和するため、必要な財政措置を講じること。
- (3) 被災した被保険者に係る一部負担金免除及び国保保険料（税）の減免に対する財政支援を平成 24 年度以降も継続して行うとともに、保険者の負担が増加することのないよう、財政措置を講じること。
- (4) 避難者に対する生活保護費については、全額国庫負担とするなど、受入自治体の負担とならないよう財政措置を講じること。
- (5) 災害で受けたショックや心の健康等に対応できるよう、精神科医、保健師、看護師、臨床心理士等専門職の確保について、人件費の支援等、必要な支援措置を講じること。
- (6) 被災した公的医療機関等の施設復旧事業に対して交付される医療施設等災害復旧費補助金について、補助率の嵩上げを図るとともに、被災した公的医療機関が復旧するまでの間、地域医療を支えるため、仮設病院の整備について制度を創設し、財政支援措置を講じること。

- (7) 三陸沿岸地域を中心に公立病院等をはじめとする医療機関が壊滅的な被害を受け、地域の医療体制がさらに弱体化していることから、地域住民の暮らしと生命を守るため、公立病院の早期の復旧支援と十分な財政措置を行うとともに、常勤医師の不在や不足の解消、地域偏在の是正など抜本的な医師確保対策を講じること。
- (8) 災害拠点病院における災害救急医療の増加経費や必要な医師の確保、患者の転院搬送等に要する経費等の負担に対し、支援措置を講じること。
- (9) 被災自治体による今後の災害対応を見据えた災害拠点病院整備に対し、被災自治体に負担を求めない国庫助成制度を創設すること。
- (10) 長期的な停電にも対応した在宅医療機器が必要であるため、国において、既存医療機器に接続できるバッテリー等の開発や増産を促進するとともに、医療保険での対応や障害者自立支援法での対応等により、医療機器の使用者に対する給付を推進すること。

4. 避難者支援について

- (1) 自治体の域外からの避難者の受入に係る経費（避難所の管理運営等の職員人件費を含む。）については、被災自治体等からの要請の有無や災害救助法上の指定の有無を問わず、地方交付税交付団体・不交付団体の別なく財政力等による調整を行わずに、全額を国費で財政措置するとともに、具体的な取扱を早期に明示すること。また、今後、同様の広域災害が発生した場合に、同様の財政措置を講じることが保障すること。
- (2) 避難者への一時資金の給付や家賃補助など、生活支援の一層の拡充等を早期に図るとともに、居住環境の改善について支援を講じること。
- (3) 被災地や周辺自治体等の市民へ影響を及ぼす情報について、正確かつ迅速な情報提供を行うこと。

5. 地域産業の復旧・復興に対する支援について

- (1) 風評被害による被災地からの企業の流出を防ぎ、新たな企業を誘致するため、法人税や法人事業税・固定資産税減免などの優遇措置が適用できる特区制度を早急に創設すること。
- (2) 東日本大震災にかかる復興支援について東日本大震災による影響から東北全体の経済復興を図るため、東北地方の企業が共に復興事業に参画していけるよう、

支援の枠組みを構築すること。

- (3) 水産加工業など直接被害を受けた事業者や、観光産業など風評被害の影響を受ける業種については、雇用の維持や新規採用に影響が出ていることから、地域の実態に即した支援制度や財政措置を講じること。
- (4) 震災の直接・間接被害を受けている中小企業等の経営の安定に支障が生じることがないように、現行のセーフティネット保証制度の維持及び中小企業金融円滑化法の期限延長など、引き続き総合的な中小企業対策を実施すること。
- (5) 被災事業者への緊急融資と特別利率の設定を行い、早期実施を図ること。
- (6) 被災した観光施設等の復旧・復興を速やかに進めるための財政支援措置を講じるとともに、継続的な観光キャンペーン等の観光優遇策を講じること。
- (7) 地震被害及び原発事故に起因する国内外における風評被害を払拭し、外国人観光客に対する安全性の発信や積極的な誘致活動等を進めるなど、継続的かつ多彩な訪日観光振興策の促進に向けた支援措置を拡充すること。
- (8) 被災した農地及び農業用施設の復旧並びに除塩事業について、全額を国費で負担するなど農地・農業用施設及び農業機械等の早期復旧に向けた支援措置を講じること。

また、東日本大震災農業生産対策交付金における交付率の引上げ及び実施期間の延長等を図ること。

- (9) 東日本大震災による被災地域における水産業及び関連産業の復興のため、被災地域の漁業者や水産加工業者のニーズに柔軟に対応した支援が可能となるよう、補助金の一括交付金化を図る等、被災自治体の実情に応じた財政支援を講じること。
- (10) 被災した事業者及び当該事業者と取引のあった事業者の資金繰りは予断を許さない状況であることから、経営の安定に支障が生じることがないように、「東日本大震災復興特別貸付」、「東日本大震災復興緊急保証」や「セーフティネット保証」等の各種保証制度や融資制度等の金融支援措置の充実、「中小企業金融円滑化法」の期限延長、税制上の優遇措置の拡充等、引き続き地域の実態を踏まえた総合的な中小企業対策を実施すること。

また、「産業復興機構」及び「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」の設立・運営に関しては、運用条件の緩和を図るなど、活用しやすい制度とすること。

さらに、被災地等における雇用の創出を図るため、被災者や避難者の雇い入れ

を行った事業者に対する支援措置の充実を図ること。

- (11) 地元企業や商店街の早期復旧に向けて、施設・設備等の復旧・整備に対する補助制度の補助要件の緩和や予算枠の拡大など支援措置の充実を図ること。特に、「中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（グループ補助金）」については、事業費の増額及び当該制度の継続的实施を行うこと。
- (12) 亜炭鉱採掘跡に位置する住宅敷地、農地等で新たな陥没被害が多数発生していることから、陥没被害の緊急保全対策に係る財政支援措置を講じるとともに、災害復旧工事に必要な特定鉱害復旧事業基金の積み増しなどの財政支援措置を講じること。
- (13) 燃料備蓄基地から災害時に迅速に備蓄燃料を供給するよう石油の備蓄の確保等に関する法律等の関係法令の整備を行うこと。
- (14) 被災者が安定的で自立した生活を営むことができるよう、被災者の就業先確保に資する雇用創出策を講じるほか、被災者雇用開発助成金や3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金の拡充を図るなど、安定的な雇用維持を可能とする抜本的な雇用対策を講じること。
- (15) 雇用対策に関する各種手続きを簡素化するとともに、間接的な被害により影響を受けている地域においても、一定規模以上の売上が減少している企業については、労働保険の事業主負担減免などの特例措置を講じること。
- (16) 被災地等の緊急雇用創出事業を継続・拡充するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (17) 雇用調整助成金制度について、事業主負担率の見直しを行うなど、制度の活用促進に向けた対策を講じること。

6. 公共施設の復旧・再整備等について

- (1) 各種公共施設の災害復旧補助制度に係る補助率の大幅な引上げ、対象経費の拡大、今後の防災力強化を見据えた原形復旧以上の整備等に係る対象経費の拡大等を積極的に行うこと。
- (2) 公共施設等に係る災害復旧補助制度については、この間、各府省において事務手続きの簡素化が図られているが、その趣旨が実務に十分反映されるよう、引き続き各関係機関への周知徹底を図ること。
- (3) 支所を含む行政庁舎の機能回復に向け、市町村行政機能応急復旧補助金の補助率を引き上げるとともに、残余の地方負担に充当する災害復旧事業債の元利償還

金について全額地方交付税措置すること。また、庁舎の建替えや大規模改修を実施する場合を対象としていないことから、補助対象の拡大を行うこと。

- (4) 地域コミュニティの再構築を始め、健全な市民生活の維持に欠かせないコミュニティ施設、文教施設、医療施設、社会福祉施設等の復旧について、その設置主体の如何を問わず、既存の枠組みにとらわれない柔軟かつ十分な財政措置を講ずること。
- (5) 災害復旧事業費の確定が前提となる国庫負担率及び特別財政援助額の算定にあたって、災害査定が翌年以降とならざるを得ない自治体が不利益を被ることのないよう配慮すること。

7. 合併特例債及び過疎地域自立促進特別措置法の延長について

- (1) 厳しい財政事情や東日本大震災の影響等を踏まえ、災害救助法の適用地域以外の合併市町村の合併特例債の発行可能期間の延長措置を早急に講じること。
- (2) 平成 27 年度末までの法期限となっている過疎地域自立促進特別措置法については、震災の復旧・復興を優先することにより被災市町村をはじめとして全国の自治体における過疎対策債事業の大幅な遅れが想定されることから、5 か年程度延長すること。

8. 廃棄物・リサイクル対策について

- (1) 復旧の妨げとなっている災害廃棄物の迅速な処理を推進するため、災害等廃棄物処理事業に係る費用の全額を国が負担すること。
- (2) 災害等廃棄物処理事業費補助金の交付対象とされている損壊家屋等の解体処理事業について、解体工事の対象となる家屋等の認定基準を明確化するとともに、事務の簡素化を図ること。

9. 社会基盤施設等の復旧に対する財政支援等について

- (1) 被災地の復旧と再建に向けた土地区画整理事業については、制度の補助拡大や補助率のかさ上げなど、引き続き、特例措置を講じること。
- (2) 被災地域の再生に必要な復興道路・復興支援道路について、重点的な整備促進を図り、早期の全線開通を目指すこと。
- (3) 被災した鉄道路線の早期復旧に向け、既存の補助制度の更なる拡充を図るとともに、被災した鉄道の運行主体に対し、全面的な財政支援措置を講じること。

(4) 湾口防波堤等の国有港湾施設、海岸保全施設（堤防・胸壁・水門・陸閘等）等の迅速な復旧・整備促進を図ること。

また、整備に当たっては、港湾内の水環境の保全に十分配慮した構造とすること。

(5) 防潮堤、岸壁及び野積場等の港湾施設の復旧・復興のために必要となる費用については、被災自治体の負担が生じないように、十分な財政措置を講じること。

(6) 民間企業が所有する港湾施設、港湾荷役機械及び港湾関連施設など、海上物流を支える施設の復旧及び港湾背後地に立地する港湾関連業者に対し、十分な支援措置を講じること。

(7) 震災に伴う漂流・漂着物の処理等、地方自治体の対応が必要となる事態に対しては、その全額を国庫負担とすること。

(8) 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業及び災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業など宅地災害復旧に関連する補助事業については、補助対象や、採択要件を拡大するとともに、全額を国において負担し、更に事業費枠の廃止等の特例措置を講じること。

(9) 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業については、面積・戸数等の採択要件を撤廃するなど補助対象を拡大するとともに、全額を国において負担する等の特例措置を講じること。

(10) 河川等の迅速な復旧、整備を図ること。

(11) 小規模住宅地区改良事業については、採択要件を緩和する等補助対象の拡大及び補助率の引き上げ等の特例措置を講じること。

(12) 東日本大震災のみならず、頻発する大規模災害によって被災した宅地の復旧に対して、復旧工事に要する経費の一部を補助する等の負担軽減策を講じること。

(13) 水道施設の震災対策等に対する財政支援として、ライフラインの機能強化及び危機管理対策としての電源二重化に必要な自家発電設備の設置、応急給水に必要な給水車並びに資機材の整備に係る費用を補助対象とすること。

また、水道水の安定供給については、既存の耐震型の貯水槽や基幹施設は今回の災害に効果があったことから、「緊急時給水拠点確保等事業」の補助要件の緩和と補助率の引き上げ措置を講じること。

(14) 地震災害用の水道施設応急復旧用資器材の備蓄については、一事業体では限度があるとともに、災害時には当該資器材の調達が困難となり、早期の復旧が図れないことから、水道施設応急復旧用資器材の備蓄及び災害における資器材

の調達を円滑に行えるよう備蓄対策と制度の確立を図ること。

- (15) 被災した下水道の再整備や地盤沈下に伴う雨水排水対策として行う排水機場の増設等に対する財政措置の充実を図ること。

また、被災した汚水処理施設において暫定処理により増加する費用に対する財政措置を図ること。

- (16) 公共土木施設災害復旧事業における都市自治体や下水道利用者の負担軽減を図るため、地盤沈下等で既存の場所に復旧できない場合の移転復旧も土木施設災害復旧事業とするなど、原形復旧の原則に捉われない柔軟な運用を図ること。

また、下水道施設の災害査定については、地域の実情に配慮し実施すること。

- (17) 地方公営企業災害復旧事業債を含む地方債の償還期間の更なる延長や資本費平準化債制度の拡充など、下水道事業における資金不足対策を講じること。

- (18) 平成 25 年度末を期限とする合流式下水道改善事業は、被災市における事業が大幅に遅れることが想定されるので、その期限を延長すること。

- (19) 被災公共施設に係る公的資金等からの既存債務については、借入金の特例的な償還免除等、負担軽減措置を講じること。